



遺伝情報・保険・正義への多元的アプローチ

出典・凡例

本稿は、Pugh J. Genetic information, insurance and a pluralistic approach to justice *Journal of Medical Ethics* 2021;47:473-479 の要約である。

原語を付す際には () を用いた。〔〕内は要約者による挿入である。また、原文でイタリックの箇所には圏点を付した。

アブストラクト

遺伝学的検査の利用は、保険会社が彼らのクライアントのリスク評価において予測的遺伝学的検査結果を利用することが可能であるべきか、という問題を提起してきた。一部の法域 (jurisdiction) ではこのプラクティスを禁止する法律が制定された一方で、英国ではむしろ、保険会社が遺伝学的検査結果を用いる方法を制限するにすぎない、自主的な行動規範 (voluntary code of practice) が採用されてきた。批判者たちは、さまざまな正義理論に依拠してこのアプローチでは不公正であると主張してきた。しかしながら彼らの分析は、ときにいくらか理想化された前提に依拠しがちであっただけでなく、保険にとって広範囲かつ高度に修正を求める含意 (revisionary implications) をもつ理論を援用する傾向もあった。さらに彼らは、英国における保険に対する現状のアプローチをうまく支持する正義の諸構想 (conceptions) を適切に用いることに失敗している。私の主張は、保険において遺伝学的検査結果を用いることについての健全な政策を生み出そうとするうえで、一つの論争の余地のある理論にのみ依拠することは誤りだ、というものである。そうした政策を生み出す目的のため、本論文では、この問題に関する政策が均衡を図るべき3つの妥当な正義の原則を概説する——それらはすなわち、衡平 (equity) の原則、平等なアクセスの原則、必要性 (needs) の原則である。そうすることで私は、以下において、言葉の厳密な意味においてではないにせよ、英国のアプローチがもつ精神を支持する、多元的な正義にもとづく主張を示す。

序

- 遺伝学的検査結果は、さまざまな健康状態への個人のリスクに関する貴重な診断上および予測的情報を臨床医に与えることができる一方で、数多くの倫理的懸念を生じさせてきた。このことから多くのヨーロッパ諸国は、オビエド条約に則り、このプラクティスを禁止した。他方で、英国は自主的な行動規範 (Code of Practice)〔以下では「英国の行動規範」という。〕を制定し、リスク評価における遺伝学的検査結果を限定的に認めた。
- 保険における遺伝学的検査結果の利用に反対する議論が依拠してきた根拠の一つは、それが遺伝的プライバシーへの権利を侵害する、というものである。この議論は、遺伝学的情報に特別の価値があることをうまく説明する必要がある。
- しかし、本論文が注目するのは、保険会社に遺伝学的検査結果へのアクセスを認めることは一定の形式の不正義に帰結する、という主張である。
 - いままでのこうした議論は、いかなる社会的正義の理論がこの主張を最もよく支持するか、という点にばかり注力してきた。
 - しかし、これらの分析は、遺伝学的検査結果の予測能力 (predictive power) に関していくらか理想化された前提に立っているように思われる場合があっただけでなく、遺伝学的検査結果の利用を超えてさらに大きな修正を求める含意——前提となる諸理論が集められる限度における支持しか得られない含意——をもつ傾向があった。
 - また、これらの分析は英国における保険業界の保護のために採られる現状のアプローチをもっともらしく支える正義の構想にうまく関与できていない。
 - ⇒ 何が正しい正義理論かについては当然に意見の不一致がある以上、この領域における政策の策定のために議論のある一つの正義理論に依拠すべきではない。
 - そうではなく、公正性 (fairness) に関する対立する諸構想を解明する、正義への多元的アプローチを採るべきである。
- 本論文では、この問題に関する政策を嚮導するために均衡を図るべき3つの正義の原則——衡平 (equity) の原則、平等なアクセスの原則、必要性 (needs) の原則——を概説する。

相互扶助保険，社会保険，逆選択，英国の行動規範

- 保険は社会保険と相互扶助保険 (mutualistic insurance) に大別することができる。
 - 社会保険では、しばしば参加が義務的であり参加コストも問題とならず、保険の補償が個人のリスク・プロファイルに依拠することもない。

- 相互扶助保険では、個人が受けられる補償も個人が支払う保険料も、個人のリスク・プロファイルに依存する。
- 相互扶助保険の市場が機能するには、保険会社が合理的に正確なリスク評価を行うことができることが必要となる。保険会社がクライアントのリスク・プロファイルについて重大なほど情報を得られていなければ、「逆選択」の問題が生じる。
 - すなわち、自身が高リスクであることを知っているクライアントが、低リスク者向けの安い保険料で保険に加入することができてしまう。
 - ⇒ 個別の逆選択は個人のクライアントの利害に含まれるが、逆選択が広く一般に拡大すると致命的な影響がありうる。
- 遺伝学的検査結果は、健康状態への補償を行い、それによって財政的苦境に陥る可能性のある相互扶助保険スキームにおける正確なリスク評価に関わる。
- 英国の行動規範には次のような3つの特徴がある。
 - 診断のための遺伝学的検査結果の利用は制限されず、予測的遺伝学的検査結果の利用のみが制限される。もっとも、両者の区別は難しくなりつつある。
 - クライアントが事前に開示される遺伝学的検査結果の利用について独立の規定がある。以下で述べる遺伝学的検査結果の「利用」は保険会社が申請者に対して予測的遺伝学的検査結果の結果を開示し、当該結果を考慮に入れることを求めてもよい状況を指す。
 - 上述の保険の諸類型について、英国の行動規範は保険会社が申請者に対して予測的遺伝学的検査結果の開示を求めてよい状況について二択のテストを採用している。
- 現在までのところ、遺伝学的検査を利用して十分な正確性をもって保険の必要性が予測できる等の諸要件を、多くの遺伝学的検査結果が満たしていないため、その利用は限られている。
- では、英国の行動規範にある「保険会社は申請者をつねに公平に (fairly) 扱う」との文言の意味は何か？

衡平の原則と保険数理的公正 (actuarial fairness)

- 行動規範は公正に関して特定の見解を採用している。
 - 「重要なのは、保険会社が適切なレベルの健康情報の精査を行い、公正に価格づけされた保険を提供することである。」
 - このコメントは次のように定式化されうる衡平の原則によって裏づけられる、公正についての保険数理的理解へのコミットメントを示唆する。
- 衡平の原則：保険契約者は、自身のリスクに応じた財政的寄与を行うべきである。

- この原則は、相互扶助保険スキームの利用を支える保険数理的公正のモデルを明晰にしている。しかし、正義理論の多くはこれらの主張を否定しており、保険数理的公正は道徳的公正と区別されるべきであるとされる。
- こうした見解によれば、道徳的公正は相互扶助保険より社会保険を要求し、保険数理的公正は社会保険における道徳的公正にとって必要ではありえない。なぜなら、社会保険はリスク評価を控えているからである。
- しかし、われわれは道徳的公正は相互扶助保険スキームとも整合し、相互扶助保険スキームにおける保険数理的公正は多くの理由からその道徳的公正にとって必要となると考えている。
- それにもかかわらず、衡平の原則から相互扶助保険スキームにおいて保険会社が遺伝学的検査結果を利用すべきであると主張する直接的な議論は存在しない。遺伝学的検査結果の利用を許容することを擁護する者は、他の形式の情報が生じさせない正義の問題を生じさせると主張する；具体的には、保険会社とクライアントとの間の情報の非対称性、それによる逆選択の問題など。
 - しかし、情報の非対称性が逆選択を伴わない可能性があることには2つの理由がある。
 - ⇒ ①遺伝学的検査結果は正確なリスク評価のために必要なほどの予測能力を欠いている。
 - ⇒ ②保険のリスク評価における遺伝学的検査結果の利用を禁止した諸国家において逆選択が行われているエヴィデンスは存在しない。
- 将来において一般的に逆選択が生じるおそれが生じる可能性が排除されているわけではないが、現在のところ、衡平の原則が保険のリスク評価における遺伝学的検査結果の利用を許容することに対して与える論拠は限られている。

平等なアクセスの原則と必要性の原則

- 遺伝学的検査結果の利用をめぐる議論において保険数理的公正がどのようにして道徳的公正と対立するかが、さまざまな正義理論に依拠して説明されてきた。
 - 正義の平等主義原理：等しいものは等しく扱うべき
 - この原理は根本的に相対的 (*comparative*) である。一方当事者が他方に対して不公正に不利な立場にある。これが平等主義の基本的関心である。
 - もっとも、何を平等にすべきかという点については争いがある。
 - また、なぜ不平等が悪なのかについての理由づけについては争いがある；目的論的平等主義、義務論的平等主義、運の平等主義。

- 平等なアクセスの原則：保険へのアクセスへの差別は、不公正 (unjust) でない不平等にもとづいていないかぎり、悪である。
 - 不公正でない不平等など存在せず、保険へのアクセスについてあらゆる差別も許されないことから、社会保険が採用されるべき、という非常に強い主張もありうるが、当該不平等の不公正性がどのような社会的不正義の形式と整合するのかを検討する必要があるかもしれない。
 - しかし他方で、平等なアクセスの原則は、保険へのアクセスの差別の一部は平等主義と両立する、という見解とも整合しうる。
 - ⇒ 運の平等主義は個人の随意的支配の及ばない要因にもとづく保険へのアクセスの差別が不公正だと論じ、それ以外の不平等は認めるかもしれない。
 - 強い平等主義的見解によれば正当化される差別が少なくなるため保険のプラクティスに対してより修正を求める含意が強くなる一方で、不公正でない不平等の幅を拡げるほど、われわれが現在採用している相互扶助保険スキームを許容する方向に傾く。
 - では、遺伝的疾患によるリスクの上昇が「公正な」不平等であるということは正当化されないか？
 - ⇒ 運の平等主義であれば正当化しうる。個人の選択にもとづく行動と独立に遺伝子が負の健康状態を生じさせることはほとんどないから。強い平等主義アプローチはリスク評価における遺伝学的検査結果の利用に反対するかもしれないが、運の平等主義は、あらゆる遺伝学的検査結果にもとづく保険へのアクセスの差別化すべての禁止を絶対的に支持するわけではない。
- 平等なアクセスの原則は相対的 (comparative) な原理であり、諸個人が保険に対してもつべき絶対的なレベルについては関係がない。正しい正義の原理が何であれ、社会的制度によって諸個人がその正義の基準を満たすようにする非相対的な原理が、この文脈における正義の説明には必要である。これを基本的非相対的関心 (basic non-comparative concern) と呼ぼう。
 - 功利主義：最大多数の福利の最大化
 - 優先主義 (prioritarian principles)：窮乏する (worse off) 者にほど利益を多く配分すべき
 - 十分性主義 (sufficientarian principles)：個人が一定の最小限の閾値 (threshold) を達成できるようにすべき
 - これらの諸原理は、ある部分の具体的推奨においては一つに収束することもあるが、その理由づけは異なる。

- 必要性の原則：(i) 社会における諸制度は、諸個人の最も基本的な必要性が満たされるよう目指さなければならない、(ii) 社会における諸制度は、個人の（適切に重みづけられた）利益が最小限の閾値を超えて増加するよう目指さなければならない。
 - この定式は充分性主義，功利主義，優先主義のいずれとも整合する。
 - 必要性の原則からわれわれは，保険における遺伝学的検査結果の利用を許容することのより広い帰結を考えたい。これまでは，それを認めることが遺伝学的検査結果を受検する人を減らすことから間接的に健康上の必要性を脅かす可能性があると主張されてきた。
 - しかしこれに対しては，①このことは他の予測的医学テストにはあてはまっていなかった，②このことは，人びとが自身の遺伝的リスクが低いと考える場合には遺伝学的検査を受けなければならないかもしれないという反対のインセンティブを看過している，という批判が想定できる。
 - しかし，これらの応答には反論の余地がある。
 - ⇒ ①は公衆が遺伝学的検査結果を他の予測的テストの結果と同等のものとしてみているのが通常だという疑問の余地のある前提に立っている。遺伝子例外主義 (genetic exceptionalism) は一般的に見られる。
 - ⇒ ②は当該インセンティブの程度について楽観的すぎる。
- したがって，さまざまな解釈のうえで，衡平の原則，平等なアクセスの原則および必要性の原則は，遺伝学的検査結果の利用を禁止し，社会保険スキームを優先することについて大きな土台を与えている。
 - これらの原則は遺伝学的検査結果の利用をはるかに超えた含意をもち，多くの形式の保険に対する英国のアプローチを根本的に変える必要が生じてしまう。
 - 強力な多元的支持を得られる場合であればこうした変化を必要とする帰結を是認できるが，現在のところそうした支持はトータルではない。

衡平，擬似リバタリアニズム，英国の行動規範

- リバタリアン・アプローチ：正義は公正な分配の確立にまず関係するという理解を否定し，正義は，何よりも，個別の諸市民の権利と，根本的には彼らの自己所有権を尊重する仕方で結果が生じるようにするという点に関わっている，とする。
- 厳密なリバタリアン・アプローチであれば厳密な平等主義アプローチと同様に現実の修正を必要とすることとなる。既存の保険市場は高度に規制されているが，強力なリバタリアン・アプローチであれば広く規制のない保険市場が主張されることとなる。
 - 当然ながら，リバタリアンの見解はとくに社会保険スキームにとくに反対する。したがって，衡平の原則はリバタリアン・アプローチと衝突する。

- しかし、衡平の原則はリバタリアンの見解に対してより許容性がある。
 - 第一に、もし社会保険スキームではなく相互扶助保険スキームを実施すれば、一般的な逆選択から市場を守るかぎりにおいて衡平の原則が多面的な支持を得られる。第二に、衡平の原則は、保険の文脈においてリバタリアンにとって中心的な自由——健康状態によって個人に生じるアドバンテージへのアクセスの自由——を守るものと考えられる。
 - したがって、いわば保険市場を支える擬似リバタリアンの論拠が存在し、それは衡平の原則を認めるものである。
 - ⇒ ここでの衡平の原則は、価値のある財のための市場の存在を擁護し、さらにそれをリバタリアンにとってとくに価値のある自由を侵害しない仕方で行うものである。
 - 擬似リバタリアン・アプローチは、現在英国で採用されている相互扶助保険をうまく支えているだけでなく、英国の行動規範とその保険数理的公正へのコミットメントのうちに暗示されている正義の理解でもある。
- このことから、さらに2つの実践上可能性がありうる。
 - 遺伝学的検査結果の特徴によってわれわれは、主としていずれの正義の原理が保険制度を形成すべきかを再検討する理由を得ることができる。もっとも、政策形成者の間で、現状の修正を求めるアプローチを採るために哲学的議論がどの程度動機となりうるかについては疑問の余地がある。
 - 第二に、現状に対するこうした理論的対立を理解し、代わりに、多元的社会であれば、重大な社会制度について、議論の余地のある一つの正義理論に根拠を置くのではなく、上記の諸原則を可能なかぎり調和させるべきであると主張するかもしれない。
 - こちらのほうが、より可能性のある戦略であり、英国のアプローチは一般的にこちらを採っていると考えられる。
- 上記の諸原則は相互扶助保険スキームが正義とそもそも整合するか、それはいつか、そしてそれはどのようにしてか、についてさまざまな含意をもつ。
 - 第一に、社会保険によるヘルスケアの提供とともに相互扶助保険スキームを認めることは、異なる形式の保険にわたる上記の諸原則の間での妥協的な立ち位置を構成しており、ただ一つの原則を採用しているのではない。
 - 第二に、遺伝学的検査結果の利用は、現在のところ、一定の財政的制約のもとでのみ認められているが、それを許容することがもつ擬似リバタリアンの特徴は、実際には、平等なアクセスの原則と必要性の原則に関する考慮によって緩和されている。

- 一般的な逆選択を防ぐための保護のためには、遺伝学的検査結果の利用について慎重なアプローチが必要となると考えられるにもかかわらず、現在の英国の行動規範は、議論の余地のある擬似リバタリアンの正当化のみに暗黙裡に依拠する仕方で衡平の原則を適用しており、幅広い支持を集められるような仕方ではないように思われる。
- 衡平の原則の擬似リバタリアンの解釈のみにもとづけば、個々の逆選択すらも不正を構成するとの結論に至る。しかしながら、もし英国の行動規範が、擬似リバタリアンの特質のみではなく正義への多元的アプローチによって基礎づけられれば、強力な予測的遺伝学的検査結果の利用すらも現在では事前に禁止されるはずである。
 - 強力な予測的遺伝学的検査結果の利用は、それらが一般的な逆選択を引き起こす見込みを深刻なほど提起する程度の人びとに対して累積的に影響を与える深刻な状態に関わるようになる時まで、つまり正義に関するさまざまな理解における不正ないし不公正を構成する帰結をもたらすのに十分なほどのものとなる時まで、事前に禁止されるべきである。

(松本 有平)